

新潟市消防局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

新潟市消防局長 小林 佐登司

新潟市消防局訓令第4号

新潟市消防局事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市消防局事務専決規程（昭和57年新潟市消防局訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2のうち危険物保安課の表第4の項中第63号を第64号とし、第57号から第62号までを1号ずつ繰り下げ、同項第56号中「液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第77条第2項ただし書、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第79条第2項ただし書又はコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第34条第2項ただし書」を「液化石油ガス保安規則第77条第3項、一般高圧ガス保安規則第79条第3項又はコンビナート等保安規則第34条第3項」に改め、同号を同項第57号とし、同項第55号の次に次のように加える。

(56) 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第31条の2第2項、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）第3条の2第2項、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第3条の2第2項、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第3条の2第2項、コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第3条の2第2項又は国際相互承認に	○
---	---

係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）第21条の2第2項の規定による届出を受理すること。		
--	--	--

別表第2のうち危険物保安課の表第5の項中第33号を第34号とし、第32号を第33号とし、第31号を第32号とし、同項第30号中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。この表において以下「液石省令」という。）第81条第1項ただし書」を「液石省令第81条第2項」に改め、同号を同項第31号とし、同項第29号の次に次のように加える。

(30) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下この表において「液石省令」という。）第5条の2第2項の規定による届出を受理すること。		○
---	--	---

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。